

令和4年(国)第113号

令和5年3月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金をはじめとした障害年金の支給を求めるということであると解される。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、自閉スペクトラム症、軽度精神遅滞(以下、併せて「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、本件傷病の初診日は請求人が20歳に達する前であると認定した上で、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、裁定請求日における本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、国民年金法施行令別表に定める程度に該当しないとの理由により、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 障害基礎年金の支給を受けるためには、認定対象傷病による障害の状態が、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)

別表に定める程度(1級及び2級)に該当することが必要とされている。

2 本件の場合、請求人は、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が妥当であると認められるかどうかということである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 「略」

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 障害認定対象傷病の初診日において、20歳に達する前であるか又は国民年金の被保険者である者には、所定の要件を満たせば障害基礎年金が、厚生年金保険の被保険者である者には、所定の要件を満たせば障害厚生年金が支給されることとなっているところ、保険者は、本件傷病の初診日は20歳に達する前であると認定した上で原処分を行っているので、この点について検討する。

国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えるところ、障害認定基準の「第1 一般的事項」の「3 初診日」には、「初診日」とは、障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいうとされ、「第3 障害認定に当たっての基準」の「第8節 精神の障害」において、知的障害とは、知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に持続的

な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいうとされ、また、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいい、通常低年齢で発症する疾患であるが、知的障害を伴わない者が発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とするとされている。

- (2) 上記基準に照らして検討するに、本件診断書の発病から現在までの病歴及び治療の経過等として、請求人は、保育園では他児とのコミュニケーションが難しく、思い込みの激しさが指摘され、小学校入学前には特別支援学級を勧められていたが、普通学級に入学し、授業内容が理解できず、集中困難で授業中に歩き回って怒られたり、周囲の空気が読めず周りに合わせた行動ができず、感情のコントロールも困難で衝動的に暴力を振るうことや喧嘩に発展することが多かったこと等が指摘されているところ、教育歴をみると、定時制高校を中退しているものの、小学校から普通学級で就学しており、さらに、平成〇年〇月頃から家族とは会話ができなくなるが職場では声が出なくなり、怯えた様子で憂うつ気分が続いていたことから令和〇年〇月〇日にa病院を受診するまで、本件傷病により医療機関を受診した事実は認められず、同病院において、知的障害や発達障害の存在がうかがわれたことから、療育手帳を取得し福祉的支援の活用を勧められ、令和〇年〇月〇日に〇〇心身障害者総合相談所で検査を受け、療育手帳（B判定）の交付を受けたことが認められる。

これらの事実を総合勘案すると、本件診断書には、障害の原因となった傷病名として「自閉スペクトラム症」に加え、「軽度精神遅滞」が指摘されてい

るものの、障害認定基準上、障害認定の対象となる知的障害（知的機能の障害が発達期（おおむね18歳）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの）に該当すると認めることは困難であるといわざるを得ず、本件傷病の初診日は20歳に達する前であるとした保険者の判断は失当であり、同病院を受診した令和〇年〇月〇日であると認めるのが相当である。そして、本件記録によれば、請求人は、令和〇年〇月〇日において、厚生年金保険の被保険者であることが認められるから、所定の要件を満たせば、障害厚生年金が支給されることとなるものである。本件裁定請求の請求書には、障害基礎年金の裁定を求める旨が記載されているが、これは、障害認定基準等に不案内な請求人が上記の事情を理解しないままに記載したものがうかがわれるから、これを、障害厚生年金の裁定を併せ求めるものと善解するのが相当である。

2 次に、本件傷病による障害の程度等について、検討する。

- (1) 事後重症請求による障害厚生年金の支給を受けるためには、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、厚生年金保険の被保険者であることに加え、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること（以下、この要件を「保険料納付要件」という。）、そして、裁定請求

日におけるその傷病による障害の状態が厚生年金保険法施行令（以下「厚年令」という。）別表第1に定める程度以上に該当することが必要とされている。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金も支給されることとされている。

(2) 本件記録によれば、本件傷病の初診日（令和〇年〇月〇日）において、請求人は、厚生年金保険の被保険者であり、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間（平成〇年〇月から平成〇年〇月までの1年間）は、全て厚生年金保険の被保険者期間（保険料納付済期間）であるから、保険料納付要件を満たしていることが認められる。

(3) そして、請求人の本件傷病による障害で障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金が支給される障害の状態の程度については、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（2級16号）が、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態の程度については、厚年令別表第1に「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（13号）、及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」（14号）がそれぞれ定められている。

(4) 障害認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度

とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

(5) 障害認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもものを2級に、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを3級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされ、請求人の本件傷病による障害は、現出している症状に照らし、発達障害に関する認定要領を参照して障害の程度を判定するのが相当と解されるところ、発達障害による障害で障害等級2級、3級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりであるとされている。

障害の程度	障害の状態
2級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの
3級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が不十分で、かつ、社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの

発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うとされ、就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労している者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事していることから、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものは捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。

そして、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するように努めるものとされ、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされている。

- (6) 前記1で認定した本件障害の状態について検討するに、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態（思考・運動制止、憂うつ気分）、知能障害等（知的障害（軽度）、発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動）が指摘さ

れ、その具体的な程度・症状等としては、物事の理解が正しくできないため会話が困難で、具体的な質問にはある程度答えられるものの、オープンクエスションにはずれた答えを返し、言いたいことがうまく言えなかったり、場にそぐわない対応をしてしまうことが多く、人の気持ちや意図、冗談や皮肉の理解が困難で、被害的に捉えることも多くて、対人関係が上手く構築できず、言われたことを場面に応じて理解することが困難など社会的能力が低く、就労しても長く続かず、社会適応困難が著明で、不安、憂うつになることが多いため、二次的に抑うつ症状を呈していることとされ、着脱衣や入浴などに不十分な面がみられ、金銭管理ができず衝動買いをしてしまうため、日常生活において夫からの援助を要し、不注意もあって、時に車が来ても気付かないことがあるとされているものの、日常生活動作は概ね自立しているとされ、日常生活状況は、在宅で同居者はあり、他者との交流は困難であるが家族との関係は安定しているとされ、日常生活能力の判定は、適切な食事は「自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる」、金銭管理と買い物、通院と服薬、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及び危機対応、社会性は「助言や指導があればできる」、身辺の清潔保持は「自発的にできるが時には助言や指導を必要とする」程度と判定され、日常生活能力の程度は、精神障害で「(4)」と評価され、現症時において、請求人は、家族の援助がなければ日常生活はできず、就労意欲はあるものの、実際の労働能力はなく、仕事が長続きしないとされているが、仕事への適応や人間関係の構築が難しく、出勤しても途中で帰されることや早退も多く、休みがちな状況となっているものの、一般企業に一般雇用され、週に○日出勤して、スーパーでの総菜詰めの業務に従事してい

るとされており、本件記録によれば、請求人は、令和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得して以降、裁定請求日においても引き続き同資格を維持していることが認められる。

これらの事実を総合勘案するならば、本件障害の状態は、発達障害で障害等級２級に相当すると認められるものの例示に該当するとは認められないが、障害等級３級に相当すると認められるものの例示に該当し、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものに該当すると認めるのが相当である。

- 3 以上によれば、請求人には、受給権を取得した年月を令和〇年〇月とする障害等級３級の障害厚生年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではないから、これを取り消すこととする。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。